

美作市新型コロナウイルスに負けるな給付金制度の概要

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高等が前年同月の売上高等と比べ20%以上減少している事業主で、次の給付金額等の表の休業区分に該当される方を対象とします。

★個人事業主に加え、「**法人**」も
給付の対象になりました！
★売上減少要件も30%から
20%に引き下げました！

給付金額等

休業区分	給付金額 (※売上減少率が30%未満の場合)
①1日の営業時間のうち終日休業した場合 (全日休業)	8,330円(※7,500円)×全日休業日数
②営業日としたが当該日の売上高等が0円であった場合(開店休業)	8,330円(※7,500円)×開店休業日数
③営業日としたが当該日の売上高等が8,330円未満であった場合(準開店休業)	4,170円(※3,750円)×準開店休業日数

注1 市内の事業所における4月1日から6月30日までの間の①～③の休業が対象です。

- 2 ①～③の休業の日数は、通じて1か月当たり20日を限度とします。
- 3 給付金の額は、前年1年間の売上高等の月平均額が上限となります。
- 4 法人の場合は、2事業所まで申請が可能です。

給付金の交付申請

「負けるな給付金」の交付申請書に次の必要書類を添えて、美作市商工観光課に提出してください。申請は1か月単位とし、9月末日が申請期限です。

No	必要書類
1	市税の完納証明書又は徴収猶予許可通知書の写し
2	履歴事項全部証明書(個人の場合は住民票)
3	売上減少報告書(様式第1号)
4	2019年の所得税の確定申告書の第1面(税務署の收受印のあるもの) ※e-taxの場合は、受信通知を印刷したものを添付してください。
5	2019年の月別の売上高等がわかるもの(決算書、月次損益計算書等) ※白色申告の場合は、月別売上表(様式第2号)を作成してください。
6	最近1か月の売上高等がわかるもの(帳簿、売上元帳、試算表等)
7	給付額算定書兼休業実績一覧表(様式第3号)
8	補助金等交付請求書
9	通帳の写し

【お問い合わせ先】

〒707-8501 美作市栄町38-2

美作市経済部商工観光課 電話：0868-72-6695(直通)